

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年2月28日
桜井市新型コロナウイルス対策本部

2月28日、対策会議から移行した桜井市新型コロナウイルス対策本部は、国内の感染症状況、及び、政府の基本方針、並びに、内閣総理大臣からの小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業の要請に基づく奈良県教育委員会からの要請を受け、第1回桜井市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、以下のとおり対策方針を改定いたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業等を以下の通り実施する。

区 分	中学校	小学校	幼稚園
臨時休業の実施と期間	3月2日(月)の午後から3月24日(火)まで臨時休業	3月2日(月)の午後から3月24日(火)まで臨時休業	3月3日(火)から3月24日(火)まで臨時休業
卒業(園)式	時間短縮及び規模を縮小して実施する	時間短縮及び規模を縮小して実施する	時間短縮及び規模を縮小して実施する
臨時休業中の預かりについて	なし	次の対象児童について実施する ① 学童保育所の対象児童 ② 特別な事情がある場合	次の対象児童について実施する ① 特別な事情がある場合

(2)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、臨時休業中の預かりを中止とする。

(3)臨時休業中の預かり時に、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、自宅での療養や適切な受診を求める。

2. 学童保育所

通常どおり実施する。ただし、感染者発生時の対応については下記のとおりとする。

(1)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及

び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、遅滞なく、当面の間、全ての学童保育所を臨時休業とする。

(2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

3. 市立保育所

(1)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、遅滞なく、当面の間、全ての市立保育所を臨時休業とする。

(2)児童に発熱等の風邪症状がみられる場合は、通所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。

(3)3月に予定されている卒園式については、時間短縮と来賓や在園児童の出席を控えることによる規模縮小を行い執り行うこととする。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(1)当面の間(概ね 1 か月間)の市主催行事の延期または中止、市施設を利用する行事・イベントは、市の方向性を説明することを決定し、実施してきたところ、3月中をめどに上記方針を継続する。明確な目的や開催の必要性があり、対象が限られている説明会や研修等はこの限りではないが、市内または近隣市町村において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスターが発生したと判断される場合は、直ちに中止する。

(2) 当面の間、市内で開催される行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間内に開催する必要がない限り、延期または中止を要請する。

(3)市内または近隣市町村(奈良県に限らず、通勤通学等で市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む)において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター(集団感染)が発生したと判断される場合、又は、市内で感染者が発生した場合は、市民会館や中央公民館などの集会、及び、図書館、市民体育館、総合体育館、まほろばセンター(臨時休業施設以外)、総合福祉センター、ふれあいセンターなどを遅延なく臨時休館とする。なお、臨時休業とする施設は(4)のとおりとする

(4)臨時休業とする施設

① まほろばセンター関係

・ひみっこぱーくについて、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業

・まほろばセンターの高校生の自習室・交流スペースについて、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業

・ドレミの広場について、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業

・健康ステーションについて、令和2年3月2日(月)から当面の間臨時休業

② 陽だまり関係

・つどいの広場について、令和2年3月3日(火)から当面の間臨時休業

5. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。
- (2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

6. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。